

兄弟姉妹が法定相続人の場合の注意点

近年、出生率の低下や未婚率の増加に伴い、子のいない夫婦や未婚の方が増加しています。そういった方に相続が発生した場合には、兄弟姉妹が相続人になることがあります。そういった場合の相続について、遺産を承継させていくのにあたり注意しておきたいことと、その対策について解説します。

1. 兄弟姉妹がいる相続の注意点

兄弟姉妹（第3順位）が相続人となる場合には、被相続人の死亡以前に子（第1順位）及び父母等の直系尊属（第2順位）いない場合が該当します。通常、年齢の順から考えて父母等の直系尊属は被相続人より以前に死亡する可能性が高いことを考えると、子がいない場合の相続は兄弟姉妹が相続人となります。

(1) 法定相続分と遺留分

配偶者と兄弟姉妹又は兄弟姉妹のみが相続人となる場合の法定相続分と遺留分は下記のとおりです。なお、兄弟姉妹が複数人いる場合には、下記の表の兄弟姉妹の欄に記載した割合を、兄弟姉妹の人数で均等に按分した割合が、兄弟姉妹1人当たりの割合となります。

項目	配偶者と兄弟姉妹が相続人		兄弟姉妹のみ相続人
	配偶者	兄弟姉妹	兄弟姉妹
法定相続分	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{4}$	1
遺留分	$\frac{3}{8}$	なし	なし

《遺留分と遺留分減殺請求とは》

遺留分とは、一定の範囲の法定相続人が最低限相続できる遺産取得分のことです。基本的には、被相続人自身の意思を尊重するため、遺言や贈与によって遺産を処分することが優先されていますが、完全に自由な処分を認めてしまうと、遺言書で財産を承継しない相続人の期待を大きく裏切ることになるため、遺留分という制度が設けられています。

この遺留分が侵害された場合には、侵害されている相続人は、遺留分を侵害している他の相続人及び受遺者並びに受贈者に対してその侵害額を請求することができます。これを遺留分減殺請求といいます。なお、遺留分減殺請求が行える期間については、民法において「相続開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間」とされており、相続等の事実を知らなかった場合でも、「相続開始の時から10年を経過したとき」までとされています。

(2) 半血兄弟姉妹がいる場合

父母両方が同じ兄弟姉妹を全血兄弟姉妹、父母の一方のみが同じ兄弟姉妹を半血兄弟姉妹といいます。兄弟姉妹が相続人となる場合には、全血兄弟姉妹もちろん、半血兄弟姉妹も相続人となります。この半血兄弟姉妹が相続人にいることを知らずに又は忘れて相続が発生してしまうと、半血兄弟姉妹を含めて遺産分割協議が必要となり、相続に関する手続等がスムーズに進めることができなくなります。

2. 問題点を解消する対策

(1) 養子縁組

遺産を承継させたい者を養子として縁組し、法定相続人の第1順位である子とすることにより、兄弟姉妹は相続人でなくなります。

《養子縁組の注意点》

相続税を計算において、相続人の数が多いほうが、基本的に相続税額が少なくなります。兄弟姉妹が複数人いる場合には、養子縁組により相続人の数が少なくなり、税額が多くなる場合があります。また、兄弟姉妹が相続した場合、通常の相続税に2割の税額が加算されますので、それも含めて検証が必要です。

(2) 遺言書の作成

遺言書により遺産を承継する者を指定している場合には、法定相続人である兄弟姉妹でも遺留分がないため、遺産承継者に対して異議を唱えることはできず、遺言書の内容のとおり遺産を承継させることができます。

《遺言書作成の注意点》

遺言書に記載のない遺産があると遺産分割協議が必要になるため、「この遺言書に記載のない財産がある場合には、その財産をAに相続（遺贈）させる。」などの内容を遺言書に記載し、漏れのないようにしておく必要があります。

(担当：藤田 博久)